

岐阜県立加納高等学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月 1 日

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第 2 条

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、重大事態の措置を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 本校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。また、いじめが刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当することおよび損害賠償責任が発生し得ることを周知する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。特に、担任は一人で抱え込まないで、学年会および生徒指導部と情報共有し対応する。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の目安を 3 カ月とする。また、いじめに係る行為が止んでいるかを判断するにあたり、事案に応じ、スクールカウンセラーによる面談等を行い適切に対応する。

- ・いじめ防止基本方針に基づく実施状況を、学校関係者評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善等を図る。
- ・該当年度のいじめ防止基本方針が決定後、配布等の方法で生徒および保護者に周知するとともに、ホームページ等に公開する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

岐阜県立加納高等学校いじめ防止等対策検討会議

[組織のメンバー]

- ・学校関係者（校長、教頭2名、教務部長、進路指導部長、生徒指導部長、特活指導部長、保健厚生部長、図書部長、渉外部長、総務部長、学年主任3名、教育相談係）
- ・生徒代表（会長、副会長）
- ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表）
（社会福祉士、教員・警察OB）

[組織の役員]

- ・いじめ防止等対策検討会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。
- ・委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

[組織の開催]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識の醸成
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動の推進（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る職員研修等の開催。特に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の活用

- ・生徒に対し、教職員の不適切な言動がないよう、よりよい人間関係の構築

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、主体的に授業や行事に参加できる指導
- ・定期的に「迷惑調査」（いじめ実態調査）を実施し状況を把握（年3回）
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を開催
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を開催
- ・情報モラルに関する指導を定期的に開催
- ・PTAと連携した、人権教育及び情報マナーの推進

【教務部】

- ・授業評価の分析や、公開授業月間後の授業分析会を通して授業改善に取り組み、生徒一人一人が分かり力がつく授業の確立
- ・情報セキュリティを遵守し、すべての情報処理における個人情報保護の厳守

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により高校3年間の方向付け、目的意識の育成

【特活指導部】

- ・HR活動の工夫により、クラス内のコミュニケーション力の育成
- ・HRにおける道德心・公共心や倫理観の育成
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による絆づくり
- ・生徒会活動や学校行事を通して、加納高生としての誇りを持たせる。

【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会の開催
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進

※【関係機関との連携】

必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所、市役所福祉課、医療機関等）との適切な連携を図る。また、平素から、関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

（3）年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式・1年オリエンテーション 第1回校内いじめ防止職員研修 教育相談旬間（二者懇談）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導全般に関する講話（ネット・スマホの使い方を含む） ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の生活状況の把握や問題意識等の確認 ・「生徒指導だより」、「教育相談だより」の発行
5	第1回迷惑調査 生活実態調査（含む規範意識アンケート）	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの適応状況の把握 ・生活実態及び規範意識の把握

	第1回いじめ防止等対策検討会議 第1回人権教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間計画等の検討 ・校内における人権に関する取組の確認
6	第2回校内いじめ防止職員研修 生活安全講話	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの対応に関する研修 ・ネット、スマホの安全利用に関する講話
7	第1回県いじめ調査 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・家庭生活の状況確認 ・生徒指導部長による講話（情報モラル等）
8	白梅祭の準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ・準備活動を通じたよりよい人間関係の構築 ・「生徒指導だより」、「教育相談だより」の発行
9	白梅祭	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自主的、自発的な活動の場
10	第2回迷惑調査 教育相談旬間（二者懇談）	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの適応状況の把握 ・生徒の生活状況の把握と進路に関する懇談
11	人権特別LHRの準備	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の啓発
12	人権特別LHR（ひびきあいの日） 第3回校内いじめ防止職員研修 第2回県いじめ調査 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する統一LHRの実施 ・三者懇談に向けた教育相談の充実に関する研修 ・状況把握 ・家庭生活の状況と進路希望の確認 ・生徒指導部長による講話（人権意識等） ・「生徒指導だより」、「教育相談だより」の発行
1	第3回迷惑調査 第2回人権教育委員会 第2回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス編成に向けての状況把握（1・2年） ・校内における人権に関する取組の反省 ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題
2	31年度に向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の検討
3	第3回県いじめ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握

※スクールカウンセラー（年19回来校）

平成26年4月 策定
平成27年4月 一部改訂
平成28年4月 一部改訂
平成29年4月 一部改訂
平成29年10月 一部改訂
平成30年5月 一部改訂